

事 務 連 絡
令和3年3月31日

一般社団法人日本港運協会 殿

国土交通省港湾局港湾経済課長

港湾運送事業報告規則の一部を改正する省令の施行について（周知依頼）

「港湾運送事業報告規則の一部を改正する省令」が令和3年3月31日に公布され、同年4月1日より施行されます。本省令により、下記のとおり、港湾運送事業に関し毎月の提出を求めている報告について、一部を除き、年1回の提出に見直されるとともに、報告項目の削減や様式の統廃合等が行われ、港湾運送事業者等の業務負担が軽減されることとなります。

つきましては、貴協会傘下の港湾運送事業者に対する改正内容の周知にご協力をお願いいたします。

記

1. 改正概要

主に、以下のとおり報告頻度の見直し、報告書の提出先の一元化及び報告様式の簡素化を行いました。なお、今般の改正によって、新たに追加で提出いただく報告項目はありません。詳細については別添1をご参照ください。

（1）報告頻度の見直し

月1回ご提出いただいていた報告書について、以下のとおり報告頻度を見直しました。

①引き続き月1回ご提出いただく報告書

「港湾荷役実績報告書」（旧第5号様式）のうち船舶積卸し実績に係る部分

②年1回の提出に変更となる報告書

- ・「港湾荷役実績報告書」（旧第5号様式）のうち沿岸荷役実績に係る部分
- ・「はしけ稼働実績報告書」（旧第6号様式）
- ・「一般港湾運送引受け実績報告書」（旧第8号様式）
- ・「統括管理実績報告書」（旧第9号様式）
- ・「港湾運送引受け実績報告書」（旧第10号様式）

(2) 報告書の提出先の一元化

以下の報告書について、提出部数を1通とします。

- ・「事業概況報告書」(旧第1号様式第1表)
- ・財務諸表(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書又は社員資本等変動計算書、個別注記表及び旧第2号～第4号様式)
- ・「検数取扱い実績報告書」(旧第12号様式)
- ・「鑑定取扱い実績報告書」(旧第13号様式)
- ・「検量取扱い実績報告書」(旧第14号様式)

港湾運送事業の許可に係る地方運輸局等が複数ある場合にも、いずれかの地方運輸局等に提出していただければ結構です。その際には、本店をはじめとする港湾運送事業について本部機能を有する事業所を管轄する地方運輸局等に提出いただきますよう、お願いいたします。

(3) 報告様式の簡素化

- ①「港湾運送事業実績総括表」(旧第1号様式第2表)と関連する様式の項目を「港湾運送実績報告書」(新第5号様式)に統廃合
- ②同様の報告項目を有する報告書の統合
- ③年1回の提出への変更に伴い、複数の様式で重複することとなる項目の削除
- ④宛先、住所、代表者名等の記載欄の削除

2. 新様式の適用

新様式の適用スケジュールは次のとおりであり、最も早い提出期日は令和4年4月30日となります。

① 年1回の提出(②を除く)となる報告書

本年(令和3年)4月1日より新様式が適用されますが、新様式による最初の提出期日は来年(令和4年)4月30日となります。

従来の旧様式による月次の提出は、本年(令和3年)3月分(提出期限:本年4月30日)までとなります。

② 事業年度経過後100日以内に提出する報告書

本年(令和3年)4月1日以降に開始する事業年度から新様式を適用いたします。

それ以前に開始した事業年度に係る報告書は、旧様式による提出をお願い

いたします。

③ 月1回の提出をお願いする「船舶積卸し実績報告書」（新第7号様式）

令和3年度中は、旧様式（「港湾荷役実績報告書」（旧第5号様式））をご使用いただけます。

令和4年4月分（提出期限：同年5月31日）の報告より、新様式による報告をお願いいたします。

3. 様式のExcelファイル等の配布

報告書の記入ミスの防止や提出・集計の効率化・迅速化の観点から、本年秋頃までに、電子メールで簡単に提出いただけるExcelファイルを作成し、国土交通省のウェブサイト（※）から入手可能とするとともに、事業者団体を通じて港湾運送事業者の皆様へお知らせさせていただく予定です。

港湾運送事業者の皆様におかれましては、書面やPDFファイルでの提出ではなく、電子メールによるExcelファイルその他の国土交通省が指定するファイル形式での提出をお願いいたします。

また、本年6月末頃までに、旧様式の記載項目と新様式の記載項目の対応関係を整理した資料について、国土交通省のウェブサイト（※）に掲載するとともに、事業者団体を通じてお知らせいたしますので、社内システムの改修等の際の参考にしていただければ幸いです。

※国土交通省ウェブサイト

https://www.mlit.go.jp/kowan/kowan_tk2_000050.html

<添付資料>

- ・別添1 「港湾運送事業報告規則の一部を改正する省令について」
- ・別添2 新様式

【問い合わせ先】

国土交通省 港湾局 港湾経済課
 (企画班) 千葉、小堀
 (港運班) 内藤、安部
03-5253-8111 (内線 46836)
03-5253-8629 (直通)